

募集要項等の修正内容（新旧対照表）

通番	資料名	頁	項目	修正前（令和3年10月8日公表）	修正後（令和3年10月21日公表）
1	募集要項	目次	VII. 契約に関する事項	4 事業契約の締結に至らなかった場合	4 基本協定締結後に 事業契約の締結に至らなかった場合
2	募集要項	9	III. 募集内容に関する事項 1 本事業の概要 (8) 事業範囲 ①プロジェクトマネジメント業務	・事業全体のマネジメント ・SPCの財務管理 ・事業全体に関するセルフモニタリング ・その他、事業実施に必要な環境整備	・事業全体のマネジメント ・SPCの財務管理（ SPCを設立する場合 ） ・事業全体に関するセルフモニタリング ・その他、事業実施に必要な環境整備 ※プロジェクトマネジメント業務は事業方式に関わらず必要。具体的な実施方法や実施体制は、事業方式に応じた適切な内容を提案可能。
3	募集要項	14	IV. 民間事業者募集等のスケジュール 4) 募集要項等に関する個別質問受付	令和3年10月8日～令和3年10月29日	令和3年10月8日～令和3年 11月18日
4	募集要項	14	IV. 民間事業者募集等のスケジュール 5) 募集要項等に関する個別対話	令和3年10月15日～令和3年11月4日	令和3年10月15日～令和3年11月 24日
5	募集要項	14	IV. 民間事業者募集等のスケジュール 7) 参加表明書の提出〆切	令和3年11月5日	令和3年11月25日
6	募集要項	14	IV. 民間事業者募集等のスケジュール 8) 参加資格審査（一次審査）及び資格確認通知書の発送	令和3年11月10日	令和3年11月 30日まで
7	募集要項	14	IV. 民間事業者募集等のスケジュール 9) 民間事業者との競争的対話	令和3年11月11日～令和3年12月27日	民間事業者が資格確認通知書を受領した日 ～令和3年12月27日
8	募集要項	17	V. 応募に関する要件等 1 民間事業者の構成要件 (3) 要件に関する注意事項	4) 参加表明書にて参加の意志を表明した民間事業者の構成員の変更は、原則認めないものとする。ただし、町がやむを得ない事情と判断できる合理的理由がある場合は、この限りでない。また、出資を伴う場合における参加表明後から事業期間中の出資比率の変更は、町と協議のうえ可能とする。	4) 参加表明書にて参加の意志を表明した民間事業者の構成員の変更は、原則認めないものとする。ただし、町がやむを得ない事情と判断できる合理的理由がある場合は、この限りでない。 変更を行う際には、民間事業者の構成員に関する変更届（様式10）を書面にて郵送または持参により提出すること。なお、出資を伴う場合における参加表明後から事業期間中の出資比率の変更は、町と協議のうえ可能とする。
9	募集要項	19	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (1) 募集要項等に関する説明会	募集要項等に関する説明会は、次の日程で行い、応募を予定する参加者は、自らの負担で参加するものとする。なお、参加希望者が多くなった場合等、町の判断において時間と場所の変更をこと場合がある。	募集要項等に関する説明会は、次の日程で行い、応募を予定する参加者は、自らの負担で参加するものとする。なお、参加希望者が多くなった場合等、町の判断において時間と場所 を変更する 場合がある。

通番	資料名	頁	項目	修正前（令和3年10月8日公表）	修正後（令和3年10月21日公表）
10	募集要項	20	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (2) 募集要項等に関する個別質問 1) 個別質問の受付期間	令和3年10月8日（金）～令和3年10月29日（金）午後5時まで	令和3年10月8日（金）～令和3年11月18日（木）午後5時まで
11	募集要項	21	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (3) 募集要項等に関する個別対話 1) 個別対話の実施期間	令和3年10月15日（金）～令和3年11月4日（木）午後5時まで	令和3年10月15日（金）～令和3年11月24日（水）午後5時まで
12	募集要項	21	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (3) 募集要項等に関する個別対話 2) 個別対話の申込方法	募集要項等に関する個別対話申込書（様式3）に記入のうえ、原則、電子メールの添付ファイルでの提出とし、メール送信後は必ず電話にて連絡をすること。なお、申込期限は令和3年11月1日（月）午後5時までとする。	募集要項等に関する個別対話申込書（様式3）に記入のうえ、原則、電子メールの添付ファイルでの提出とし、メール送信後は必ず電話にて連絡をすること。なお、申込期限は令和3年11月19日（金）午後5時までとする。
13	募集要項	21	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (4) 参加表明書等の提出	民間事業者は、次の書類を作成し、提出期日までに郵送または持参により提出を行い、参加表明書の受領書を受け取ること。郵送による提出の場合、受領書は提出者へ郵送される。	民間事業者は、次の書類を作成し、提出期日までに郵送または持参により提出すること。郵送による提出の場合、 郵送後に必ず電話にて連絡をすること。
14	募集要項	21	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (4) 参加表明書等の提出 2) 提出期間	令和3年11月5日（金）午後5時まで（必着）	令和3年11月25日（木）午後5時まで（必着）
15	募集要項	22	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (4) 参加表明書等の提出 4) 参加資格審査結果及び資格確認通知書の発送	参加資格審査の結果は、令和3年11月10日（水）までに民間事業者の代表企業に書面にて通知するものとする。なお、参加資格審査にて、参加資格が認められないと判断した場合には、その理由を明記のうえ、通知するものとする。	参加資格審査の結果は、令和3年11月30日（火）までに民間事業者の代表企業に書面にて通知するものとする。なお、参加資格審査にて、参加資格が認められないと判断した場合には、その理由を明記のうえ、通知するものとする。
16	募集要項	22	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (4) 参加表明書等の提出 5) 民間事業者の辞退	上記の資格を得た民間事業者が本事業への参加を辞退する場合は、辞退届を書面にて郵送または持参により提出すること。	上記の資格を得た民間事業者が本事業への参加を辞退する場合は、辞退届（様式11）を書面にて郵送または持参により提出すること。
17	募集要項	22	V. 応募に関する要件等 3 応募に関する手続き (5) 民間事業者との競争的対話 1) 競争的対話の実施期間	令和3年11月11日（木）～令和3年12月27日（月）午後5時まで	民間事業者が資格確認通知書を受領した日～令和3年12月27日（月）午後5時まで

通番	資料名	頁	項目	修正前（令和3年10月8日公表）	修正後（令和3年10月21日公表）
18	募集要項	26	VII. 契約に関する事項 4 事業契約の締結に至らなかった場合	4 事業契約の締結に至らなかった場合 民間事業者起因事由により事業契約の締結（仮契約を含む）に至らなかった場合に町は、違約金を請求することができる。また、町に起因する事由により事業契約の締結（仮契約を含む）に至らなかった場合に民間事業者は、損害賠償を請求することができる。	4 基本協定締結後 に事業契約の締結に至らなかった場合 民間事業者の 責めに帰すべき 事由により事業契約の締結（仮契約を含む）に至らなかった場合に町は、 損害賠償 を請求することができる。また、町の 責めに帰すべき 事由により事業契約の締結（仮契約を含む）に至らなかった場合に民間事業者は、損害賠償を請求することができる。
19	【別添資料1】 要求水準書	1	1 重要事項に関する説明 2 本事業の事業範囲 (1) プロジェクトマネジメント業務	・事業全体のマネジメント ・SPCの財務管理 ・事業全体に関するセルフモニタリング ・その他、事業実施に必要な環境整備	・事業全体のマネジメント ・SPCの財務管理（ SPCを設立する場合 ） ・事業全体に関するセルフモニタリング ・その他、事業実施に必要な環境整備 ※プロジェクトマネジメント業務は事業方式に関わらず必要。具体的な実施方法や実施体制は、事業方式に応じた適切な内容を提案可能。
20	【別添資料1】 要求水準書	6	II プロジェクトマネジメント業務に関する性能水準 1 プロジェクトマネジメント業務の基本方針	プロジェクトマネジメント業務は、主に、企画・設計、建設、維持管理、運営、その他民間事業者による自主事業等の各業務（以下、「各業務」という。）を、円滑かつ効果的に実施できるよう、町及び各業務を担当する民間事業者の構成員との連絡や調整を行うものである。実施に際しては、各業務を担当する民間事業者の構成員の士気向上につながるよう、適切な連携等を行い、町のパートナーとして安定的かつ継続的な公共サービスの提供に貢献することを目的とする。	プロジェクトマネジメント業務は、主に、企画・設計、建設、維持管理、運営、その他民間事業者による自主事業等の各業務（以下、「各業務」という。）を、円滑かつ効果的に実施できるよう、町及び各業務を担当する民間事業者の構成員との連絡や調整を行うものである。実施に際しては、各業務を担当する民間事業者の構成員の士気向上につながるよう、適切な連携等を行い、町のパートナーとして安定的かつ継続的な公共サービスの提供に貢献することを目的とする。 なお、プロジェクトマネジメント業務は事業方式に関わらず必要であるが、具体的な実施方法や実施体制は民間事業者が想定する事業方式に応じた適切な内容を提案可能とする。
21	【別添資料1】 要求水準書	6	II プロジェクトマネジメント業務に関する性能水準 2 プロジェクトマネジメント業務の内容、要求する性能・機能	(2) SPCの財務管理	(2) SPCの財務管理（ SPCを設立する場合 ）
22	【別添資料1】 要求水準書	9	IV 建設業務に関する性能水準 2 建設業務の内容、要求する性能・機能	事業用地において、民間事業者が以下の施設を整備するもの。なお、民間事業者は、整備した施設等について、最適な時期に町へ施設等所有権移転を行うこと。	事業用地において、民間事業者が以下の施設を整備するもの。なお、民間事業者は、 (1)の施設等 について、最適な時期に町へ施設等所有権移転を行うこと。
23	【別添資料1】 要求水準書	15	VIII 業務要求水準一覧 <事業全体に関する水準> 業務内容	事業全体のマネジメント、SPCの財務管理	事業全体のマネジメント、SPCの財務管理（ SPCを設立する場合 ）

通番	資料名	頁	項目	修正前（令和3年10月8日公表）	修正後（令和3年10月21日公表）
24	【別添資料 1】 要求水準書	16	VIII 業務要求水準一覧 <事業全体に関する水準> 要求水準（業務内容：設計業務（施設 の設備等）	◎将来のICT技術を活用し設備や利用者が楽しめるバーチャ ルな空間を楽しむ機能を継続的に確保すること。	◎ICT技術を活用し、利用者が 快適にかつ楽しく施設を利用でき るよう工夫すること。
25	【別添資料 1】 要求水準書	17	VIII 業務要求水準一覧 <事業全体に関する水準> 町の考え（業務内容：施設引渡業務）	・整備施設の引渡しやオープンを効率よく実施できる工夫を すること。	・整備施設の引渡しや 開業 を効率よく実施できる工夫をする こと。
26	【別添資料 1】 要求水準書	19	VIII 業務要求水準一覧 <事業全体に関する水準> 町の考え（業務内容：施設及び設備の 維持管理（設備点検））	・設備点検は、施設の内外を問わず各更新、施設を巡回し、 修理・改善箇所、清掃等に気を配り、施設の維持管理に努め ること。	・設備点検は、施設の内外を問わず 各施設 を巡回し、修理・ 改善箇所、清掃等に気を配り、施設の維持管理に努めること。 こと。
27	【別添資料 1】 要求水準書	20	VIII 業務要求水準一覧 <事業全体に関する水準> 町の考え（業務内容：）	・災害時または事故の際に被害防止できるよう対策すること。 こと。	・災害時または事故の際に被害の 拡大 を防止できるよう対策 すること。
28	【別添資料 1】 要求水準書	21	VIII 業務要求水準一覧 <事業全体に関する水準> 要求水準（業務内容：清掃・環境衛生 管理）	◎清掃・環境管理業務の対象範囲は、整備施設及び維持管理 対象既存施設とし、建築物における衛生的環境の確保に関する 法律（昭和45年法律第20号）に基づいて、整備施設の環境 衛生管理を行うこと。	◎清掃・環境管理業務の対象範囲は 整備施設とし 、建築物に おける衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20 号）に基づいて、整備施設の環境衛生管理を行うこと。
29	【別添資料 1】 要求水準書	23	VIII 業務要求水準一覧 <事業全体に関する水準> 要求水準（業務内容：施設運営）	◎事業期間中において、独立採算を基本とした民間による施 設機能の魅力化や地域経済の好循環の実現を図ること。	◎事業期間中において、民間による施設機能の魅力化や地域 経済の好循環の実現を図ること。
30	【別添資料 1】 要求水準書	25	VIII 業務要求水準一覧 <事業全体に関する水準> 具体的な仕様の観点（業務内容：トイレ・更衣室・シャワー）	・多機能トイレの配置。	（削除）
31	【別添資料 1】 要求水準書	25	VIII 業務要求水準一覧 <総合体育館の整備に関する水準> 具体的な仕様の観点（機能：階段）	・バリアフリーに考慮した改題。	・バリアフリーに考慮した 階段 。
32	【別添資料 3】 企画提案書作 成要領	3	3 企画提案書の項目及び分量 注釈		※町として全ての中分類について上限枚数での記述を求める ものではなく、また、分量の多寡が評価に影響するものでは ない。

通番	資料名	頁	項目	修正前（令和3年10月8日公表）	修正後（令和3年10月21日公表）
33	【別添資料 3】 企画提案書作成要領	4	4 禁止事項	企画提案書には、民間事業者の構成員の企業名が特定できるような記載をしないこと。ただし、実施体制については企業名を記載すること。	企画提案書の本文には、民間事業者の構成員の企業名が特定できるような記載をしないこと。ただし、実施体制図については企業名を記載すること。
34	(2)様式集【様式1~17】		様式4 参加表明書 注釈		※SPCを設立しない場合、民間事業者を構成する企業等のうち、企画・設計、建設、運営、維持管理の各業務を主体的に担うものはすべて「構成員」として参加表明を行うこと（上記「構成企業」及び「協力企業」を「構成員」と修正のうえ、情報を記載すること）。
35	(2)様式集【様式1~17】		様式6 民間事業者の構成員一覧表 注釈		※SPCを設立しない場合、上記「構成企業」及び「協力企業」を「構成員」と修正のうえ、情報を記載すること。
36	(2)様式集【様式1~17】		様式7 委任状 署名欄（三段目）	構成企業	協力企業
37	(2)様式集【様式1~17】		様式7 委任状 注釈		※SPCを設立しない場合、上記「構成企業」及び「協力企業」を「構成員」と修正のうえ、情報を記載すること。
38	(2)様式集【様式1~17】		様式9 要求水準を実現するためのコンセプト及び考え方 注釈		※民間事業者にて本事業をどのようにとらえ、どのように取り組まれる方針なのかなど、本事業に関するコンセプト等を自由にご記載ください。
39	(2)様式集【様式1~17】		様式12 企画提案書提出届 注釈		※本様式及び「2 関心表明書（LOI）（様式14）」は原本のみ単体で1部提出し、その他書類（上記1及び3~7）は番号順に1冊にファイリングのうえ、18部提出すること。また、「8 企画提案書に関する電子データ」は、本様式及び上記1~7を全て含めたうえで2部提出すること。
40	(2)様式集【様式1~17】		様式14 関心表明書（LOI） 注釈		※本様式での提出が困難な場合には、様式の変更または独自様式の使用も可能とする。